

(案)

印
紙

松くい虫特別防除事業(薬剤購入、調合、積込及び標識設置)請負契約書

1. 作業名 松くい虫特別防除事業(薬剤購入、調合、積込及び標識設置)
2. 散布薬剤名 及び数量 ネオニコチノイド系薬剤 原液 5 1 リットル
3. 作業場所 鹿児島県指宿市開聞町 開聞ヘリポート
鹿児島県指宿市 川尻開聞岳国有林 2 は林小班外
4. 作業量及び期間
 - (1) 作業数量 標識設置 1 0 本
 - (2) 積込み総量 3 7 7 リットル
 - (3) 作業期間 自:平成 年 月 日~至:平成26年 6月20日
(うち、鹿児島森林管理署長が指定する期日 ※ただし雨天等の場合は変更有り)
5. 請負金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
6. 契約保証金 納めないこととする

上記の作業を行うため、別冊事業実施計画及び図面にに基づき、発注者分任支出負担行為担当官 鹿児島森林管理署長 平沼 孝太(以下「甲」という)と請負人(以下「乙」という)は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条件により頭記の請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この証として本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 鹿児島市浜町12-1
(甲) 分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 平沼 孝太 印

請負人
(乙)

印

契 約 条 項

(総則)

- 第 1 条 乙は、甲から提示された事業実施計画並びに作業仕様書及び図面に基づき、第5条に定める監督員（以下「監督員」という）の指示監督により頭書の作業期間内に頭書の作業を完了するものとする。
- 2 この契約に関し、乙が甲に提出する書類は、甲が指示するものを除き監督員を経由するものとする。
- 3 散布に使用する薬剤は、乙の責任において購入し、散布当日まで厳重に保管するものとする。

(作業予定表)

- 第 2 条 乙は、甲の指定する様式により、作業予定表を作成し、契約締結後7日以内に甲に提出して承認を受けるものとする。
- 2 前項の書類で内容に不相当と認められるものがあるときは、協議のうえ修正するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第 3 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場

合についても同様とする。

- 4 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合には、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託の制限）

- 第4条 乙は、この事業達成のため、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

（監督員）

- 第5条 甲は、乙の作業実施について監督員を定め、書面をもって乙に通知するものとする。

（現場代理人及び技術担当者）

- 第6条 乙は、現場代理人及び技術担当者を定め作業着手前に書面により甲に通知するものとする。
- なお、作業期間中に交替させた場合も同様とする。
- 2 現場代理人と技術担当者とは、これを兼ねることができる。
 - 3 現場代理人は、作業現場に常駐し、監督員の指示に従い、作業に関する一切の事項を処理しなければならない。
 - 4 甲は、現場代理人又は技術担当者を不適当と認めるときは、事由を明示してその交替を求めることができる。

（貸付物件及び支給材料）

- 第7条 この契約の履行に必要な土地、建物、機械器具等（以下「貸付物件」という）は、別紙明細書のとおりとする。
- 2 乙は、貸付物件又は支給材料を受領したときは、借用証又は受領証を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、貸付物件又は支給材料をこの契約の目的以外に使用してはならない。
 - 4 乙は、貸付物件又は支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 5 作業が完了し、又は契約の変更、もしくは解除によって不用となった貸付物件又は、支給材料は監督員の検査を受け甲の指示に従い返還しなければならない。

（用地等の利用）

- 第8条 乙は、作業の施行にあたり小屋掛等のため国有林野又は、在来の施設を使用する必要があるときは、甲に申し出てその承認を受けなければならない。
- 2 使用跡地は甲の指示に従い原状に復し、乙が設置した施設は取り除かなければならない。乙がその施設を取り除かなければならないときは、その施設

の所有権は国に帰属し、乙が義務を怠ったために生じた国の損害については、甲の定めるところにより賠償の責を負うものとする。

3 前項による用地等の使用料は無料とする。

4 乙がその使用によって甲の用地又は施設に損害を与えたときは、甲の指示に従い賠償しなければならない。

（作業の変更、中止等）

第 9 条 甲は必要があると認めたときは、作業内容を変更し、又は、作業を一時中止し、若しくは打切ることができる。

2 前項の場合において、請負金額又は作業期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ書面のよりこれを定めるものとし、この場合における請負金額については、原則として契約単価算定表によるものとする。

3 前項により契約を変更した場合は第 2 条の規定を準用する。

4 第 1 項の場合において乙に損害があるときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償金については、甲乙協議して定める。

（作業期間の延長）

第 10 条 乙は、その責に帰することができない理由により作業期間までに完了することができないことが明らかになった場合は、甲に対して遅滞なく書面により作業期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の場合においてその理由が正当と認められ、事業実行上支障がないと求めるときは、作業期間を延長し、その旨書面をもって、乙に通知するものとする。

（作業の完了及び検査）

第 11 条 乙は、作業が完了したときはただちに完了届を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の届出を受理したときは、14 日以内に乙の立会を求めて検査を行うものとする。この場合、乙が立会うことができないときは、乙は検査の結果に対し異議を申し立てることはできない。

3 検査に合格しないときは、乙は甲の指示に従い手直しのうえ検査を受けるものとする。ただし、手直しに要した期間が作業期間をこえるときは、その日数（甲が完了届を受理した日から検査を終了した日までの日数を除く）について当該作業種の請負金額に対し、年 5.0 % の割合による違約金を甲に支払うものとする。

（請負代金の支払）

第 12 条 請負代金は検査に合格したのち適法な支払請求書を提出して支払いを受けるものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「支払期間」という）に支払わなければならない。

3 甲が、支払期限までに請負代金を支払わないときは、期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、年 2.9 % の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、100 円未満の端数は支払いを要しない。

4 甲の責に帰する理由により、第 15 条第 2 項の期限までに検査を行わないときは、検査期限の翌日から検査終了の日までの日数は支払期限の日数から差引くものとし、遅延日数が支払期間の日数をこえる場合は、そのこえる日

数に応じ、前項の遅延利息を乙に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第13条 第10条2項の規定により作業期間を延長した場合において、その延長が、乙の責に帰すべき事由によるものである場合には、遅延日数1日につき、年利5パーセントの割合で計算した金額を遅延違約金として甲に納入するものとする。

(一般的損害)

第14条 この契約の履行中に生じた器具機材、人員その他一切の損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由により生じた損害についてはこの限りでない。この場合における損害の負担方法については、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 乙が薬剤の運搬・調合・積み込み中の事故により第三者に与えた損害に対しては甲は一切その責任を負わないものとする。ただし、前項ただし書は本項についても準用するものとする。

(甲の契約解除権)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙は請負金額の10/100に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約について不正行為を行ったとき。
- (3) 乙が正当な理由なく作業に着手しないとき。
- (4) 乙の責に帰すべき事由により作業を完了する見込みがないとき。

2 前項により契約を解除した場合において、作業の既済部分があるときは検査を行い、合格した部分に対し請負代金相当額を支払うものとする。

(乙の契約解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定による作業内容の変更又は中止のため、請負金額が1/3以上減少したとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を生じたときは、これを賠償するものとし、賠償額は、甲乙協議して定める。

3 第1項により契約を解除した場合、請負金については前条第2項の規定を準用する。

(不可抗力による契約解除)

第17条 不可抗力により作業を完了する見込みがないときは、甲乙協議して契約を解除することができる。この場合、請負代金については第15条第2項の規定を準用する。

(危険負担)

第18条 検査終了前に生じた作業上の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき損害についてはこの限りでない。

2 不可抗力による損害で乙が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められる場合は、甲乙協議して損害額の負担を定めることができる。

(災害の防止)

第19条 乙は、災害防止のため必要があるときは、状況に応じ、臨機の措置を行い、その旨すみやかに監督員に通知しなければならない。

2 監督員は災害防止、その他緊急止むを得ない場合は乙に対して臨機の措置を行うことを求めることができる。

3 第1項又は前項の措置に要した費用負担については甲乙協議して定める。

(乙の報告義務)

第20条 甲が作業に関する報告を求めるときは、乙はただちにこれに応じなければならない。

(債権、債務の相殺)

第21条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲の支払うべき債務と相殺することができる。

(紛争の解決)

第22条 この契約について、紛争が生じたときは、第三者の斡旋により解決するものとする。

(暴力団排除に関する特約条項)

第23条 別紙のとおりとする。

(契約外の事項)

第24条 この契約書に定められていない事項については必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

別紙

物件番号 2 号

仕様書

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 作業名 | 松くい虫特別防除事業
薬剤購入、調合、積込及び標識設置作業 |
| 2 | 購入薬剤名
及び数量等 | ネオニコチノイド系薬剤 原液 5 1 リットル
標識設置 1 0 本 |
| 3 | 散布箇所及び
作業箇所等 | 鹿児島県指宿市開聞町 川尻開聞岳国有林 2 は林小班外
(別添、図面参照) |
| 4 | 散布面積 | 1 2 . 5 4 HA |
| 5 | 散布希釈倍数 | 7 : 5 倍 |
| 6 | 散布総量 | 3 7 7 リットル |
| 7 | 散布回数 | 1 回 |
| 1 | 散布期日 | 契約締結の翌日より平成 2 6 年 6 月 2 0 日までのうち
鹿児島森林管理署長が指定する期日
(ただし、雨天等の場合は、変更有り) |
| 9 | その他 | ①「松くい虫特別防除(薬剤調合・積込)作業仕様書」のとおり
②使用済薬剤容器は責任をもって収去すること。 |

松くい虫特別防除事業空中散布区域 並びに危被害防止用標識設置仕様書

1. 標識の設置箇所は、別紙図面により約100mごとに設置する。
ただし、地形が判然としない箇所、また危被害のおそれのある境界は間隔を50m位に狭めパイロットが判別しやすいよう設置する。
2. 危被害のおそれのある箇所の標識の色はオレンジ色とし、散布他境界は白色とする。
3. 標識の大きさは、縦30cm、横40cmとする。
4. 標識の設置は松の生立木等にくくりつけ、その高さは周囲の松の高さより1m程度高する等、上空より判別しやすいように設置する。
5. その他必要な事項については、監督員の指示に従うこと。
6. 事業の実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。

松くい虫予防（薬剤調合・積込）作業仕様書

1. 作業実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中においても、必要な事項については監督職員の指示によること。
2. ヘリポート内での作業は、危険を伴うことから人員の配置には十分配慮し、薬剤積込時などヘリに近づくときは、整備士等の指示に従って行うこと。
3. 調合・積込の薬剤の種類、数量、希釈倍数、散布総量、1回当たり積載量、ヘリ機種名は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。
 - (1) 薬剤などの数量は、監督職員の検認を調合前と調合後に受けること。
 - (2) 1回当たりの積載量は、平均であることからパイロット、整備士と事前に打ち合わせを行い調整すること。
 - (3) 薬剤を希釈する水は、清水を使用すること。
4. 薬剤の保管、取扱い及び被害防止については以下について留意すること。
 - (1) 毒物・劇物に指定された薬剤については、毒物・劇物取締法の規定を遵守すること。
 - (2) 薬剤に記載される注意書きは遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。
 - (3) 薬剤は、密閉して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
ただし、散布の前日または当日に支給される場合は、この限りではない。
 - (4) 薬剤を取り扱う作業者、積込従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣及び保護具等を着用すること。
 - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともにうがいをする。
 - (6) 作業終了後は、防汚衣及び保護具等も含めて、よく洗濯等をおこなうこと。
 - (7) 薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度数量の確認をすること。
また、運搬中の薬剤のこぼれ防止に万全を期すこと。
 - (8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく、所定の場所へ保管すること。
 - (9) 薬剤の希釈、積込中に河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
 - (10) 薬剤の希釈、積込に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。
この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。
 - (11) 使用済みの薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼすおそれのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員等の検認を受けてから処分すること。
5. 積込作業については以下に留意すること。
 - (1) 積込作業は、整備士及び責任者の合図・指示を待って行うこととし、ヘリが完全に着地するまでみだりに行動しないこと。
 - (2) ヘリのエンジン停止後は、メインローターの先端が下がり危険であることから不用意に回転翼の旋回内に近づかないこと。
 - (3) テールローター（尾部翼）は、人の高さで高速回転していること及びパイロットから死角となっているので絶対に近づかないこと。

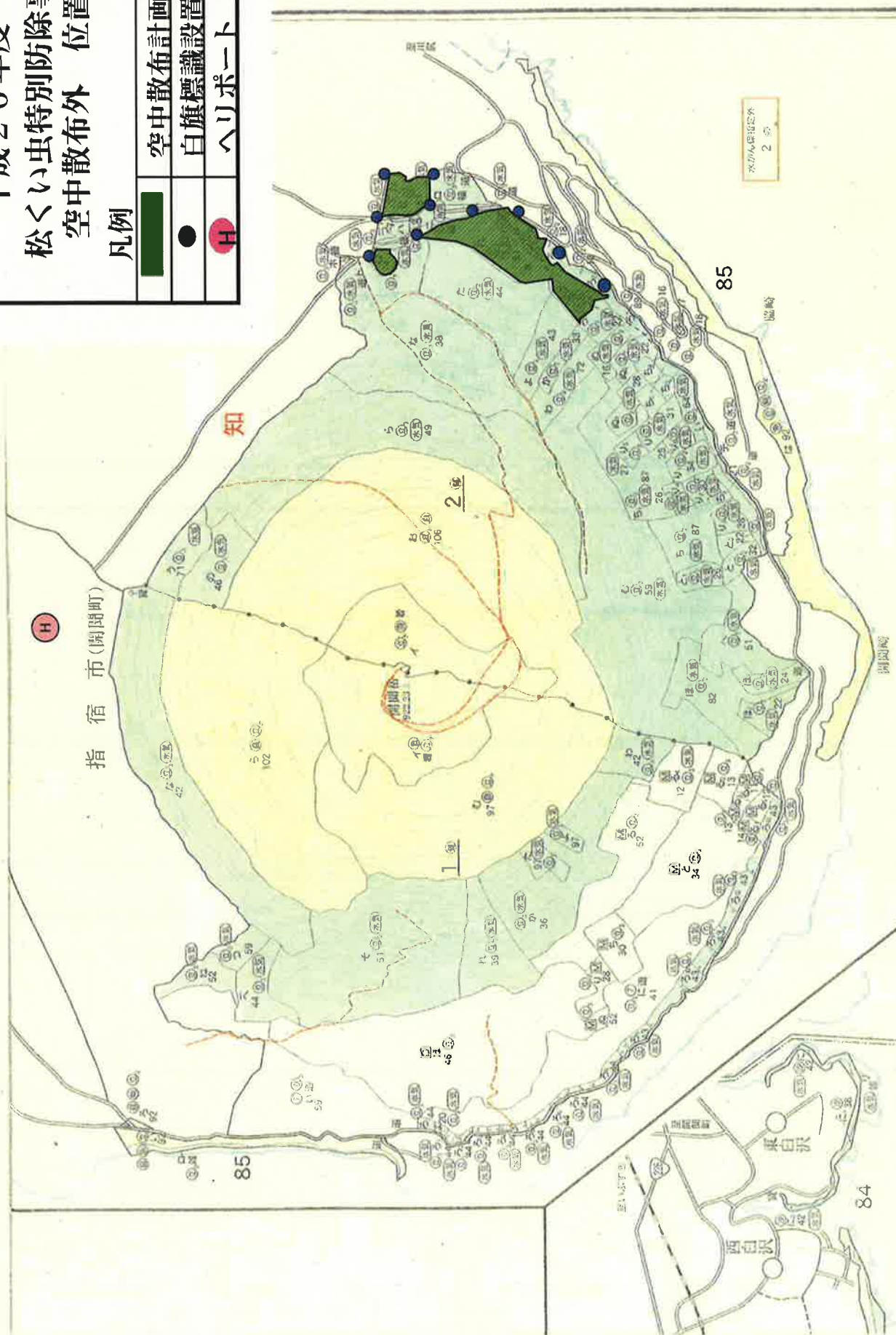
6. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
7. 作業地の災害防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
8. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
9. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な書作業は、乙の負担において行うこと。
10. その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

平成26年度

松くい虫特別防除事業 空中散布外 位置図

凡例

	空中散布計画区域
	白旗標識設置箇所
	ヘリポート



(別紙様式 1)

申請物件番号	号 物 件
--------	-------

競　争　参　加　資　格　確　認　申　請　書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 平沼 孝太 殿

住　　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

平成 年 月 日付けで入札公告のありました 事業に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- １．入札公告の記の３（４）アに定める全省庁統一資格の資格確認通知書の写し
- ２．※入札公告の記の３（４）イに定める林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第１項に基づく都道府県知事からの認定を証明する書類の写し
- ３．入札公告の記の３（４）ウに定める事業実績を記載した書面
「別紙様式２」及び関係必要書類
- ４．入札公告の記の３（４）エに定める配置予定の技術者（現場代理人）の資格等を記載した書面 「別紙様式３」及び関係必要書類
- ５．※入札公告の記の３（４）オに定める協定書の写し
- ６．※入札公告の記の２（８）に定める配置予定の技能者の資格等を記載した書面
「別紙様式４」及び関係必要書類

注１：２※は、認定を受けている場合のみ提出
注２：５※は、共同事業体を結成し入札に参加しようとする場合のみ提出
注３：６※は、技能者が必要な場合にのみ提出

５． ※入札公告の記の２（８）に定める

- (備考) 1 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 とする。
- 2 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

同 種 の 事 業 の 実 績 (松くい虫防除事業)

商号又は名称:

事業名称	事業名				
	発注機関名				
	履行場所 (都道府県名・市町村名)				
	実績数量 (ha)				
	契約金額 (万円)				
	履行期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
事業の概要等	事業の内容				
	事業の履行条件その他				

(備考) 1 入札公告の記の2(6)に定める実績を有していることを証明できる内容を記入すること。

2 公告において明示した参加資格が的確に判断できる具体的項目を記入すること。

3 事業名は「地拵」「植付」「刈刈」などの具体的事業名を記入すること。

4 事業実績が複数以上を必要とする場合は、適宜追加して記載すること。

5 記載する事業が「国有林野事業特別会計の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け林国業第244号林野庁長官通知)」による事業成績評定を受けた事業である場合は、評定点を証明する書類を添付すること。

配置予定の技術者（現場代理人）の資格等（松くい虫防除事業）

商号又は名称：

項目	氏 名						
会 社 名							
雇 用 の 形 態							
雇用の開始時期							
事業経験等	事業名						
	発注機関名						
	事業場所 (都道府県名・市町村名)						
	従事期間	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(備考) 1 入札公告の記の2(7)に定める実績を有していることを証明できる内容を記入すること。

2 上記1の経歴等を証明する履歴書、経歴等の写しを添付すること。

3 国有林野事業造林事業請負契約約款及び標準仕様書、作業仕様書等を履行できる技術者（現場代理人）であること。

4 公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目を記入すること。

從事予定の技能者等の状況(薬剤散布用)

備考

- 1 作業内容に応じて法令上必要とされる資格等について記載する。
2 「資格・受講の有無」欄には、従事予定技能者が取得している資格・受講の有無について、該当欄にまる印を記載すること。また、事業の実施に際して必要な資格を持っている場合は、空欄にその資格を記載し、○印を記載すること。
3 備考欄にはそれぞれの専門の技術についての取得年月日又は、受講年月日を記載する。
4 経歴等を証明する免許証等の写し等を添付すること。
- (注)法＝労働安全衛生法、則＝労働安全衛生規則、告示＝厚生労働省告示、基発＝労働基準局長通達

